

令和6年度 東紀州産業活性化事業推進協議会産業支援事業委託
企画提案コンペ参加仕様書

東紀州産業活性化事業推進協議会

1. 委託業務名

令和6年度 東紀州産業活性化事業推進協議会産業支援事業委託

2. 委託期間

契約の日から令和7年3月14日（金）まで

3. 履行場所

東紀州産業活性化事業推進協議会 事務局
一般社団法人東紀州地域振興公社
(三重県熊野市井戸町371 三重県熊野庁舎2階)

4. 委託業務内容

別紙「令和6年度 東紀州産業活性化事業推進協議会産業支援事業委託仕様書」のとおり

5. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (3) 三重県および東紀州5市町が賦課徴収する县市町税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

6. 業務実施上の条件

委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、東紀州産業活性化事業推進協議会（以下「協議会」という。）と協議をして実施するものとします。

7. 受託者の留意事項

- (1) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とします。
- (2) 仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然付帯する事項や必要な事項については、本件の委託範囲に含むこととします。

8. 業務の納品物件

(1) 納品物件

① 業務の実績報告書

② 業務内容に係る成果物

(チラシについては、PDFファイルデータ形式で保存したデータを含む。)

③ 紙媒体以外による実施の場合は、写真等履行状況が確認できるもの

④ その他、実施内容の説明に必要と思われる資料

(上記の納品物については、それぞれ電子データ、正本1部、副本1部を委託業務完了時に提出。)

(2) 提出先

東紀州産業活性化事業推進協議会 事務局

(3) 提出期限

令和7年3月14日(金)

9. 予算額

7,810,000円(消費税及び地方消費税含む。)

10. 検査

(1) 納入日時については、協議会が別途指示する日時とし、納入期限までに協議会が指示する物品を納入するものとします。

(2) 協議会が安定稼働確認期間において納入物品の内容を精査するため、受託者は、内容に関する質問及び納入物品の不具合に対して迅速に対応するものとします。

11. 著作権

(1) 本委託事業により発生する成果品等に関する著作権は協議会に帰属するものとします。

(2) ただし、受託者が以前より保有している著作物の著作権については、受託者に帰属するものとし、協議会はその使用权及び翻案権を有するものとします。

12. 契約不適合責任

本委託業務において発生する成果品等が種類、品質または数量等に関して契約内容に適合しない場合(以下「契約不適合」という。)は、受託者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の補修等による履行の追完をさせることができるものとします。なお、受託者が期間内に履行の追完をしないときは、その不適合の程度に応じて委託金額の減額請求、損害賠償請求、または契約を解除することができるものとします。

13. コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「選定委員会」において、評価基準に基づく審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

(1) 企画提案資料の提出

① 提出期限 令和6年5月7日(火) 17時まで(必着)

② 提出場所 〒519-4393

三重県熊野市井戸町371(三重県熊野庁舎2階)

東紀州産業活性化事業推進協議会 事務局

一般社団法人東紀州地域振興公社

電話 0597-89-6172

- ③ 提出方法 上記提出場所に持参又は郵送による送付
(メール及びファクシミリでの提出は認めないものとする。)

- ④ 提出部数 8部

- ⑤ 受理の確認

企画提案資料を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに担当者に受理確認を行うこととします。

(2) 提出書類

- ① 参加申込書(第1号様式)

- ② 企画提案資料:次についてできる限り具体的に記載または添付してください。

(様式任意。ただし、A4片面で40頁以内とします。原則書類を基に審査を行いますので、具体的に記載等をしてください。)

- ・各業務内容についての提案
- ・事業実施計画、スケジュール
- ・優位性(提案内容について他者に対して優位であると思われる点)

- ③ 契約実績証明書(第2号様式)

今回の委託金額と同規模程度(又は同規模以上)の契約実績(実施年度、事業名、契約相手先)2件まで

- ④ 見積書:できる限り、経費の内訳を詳細に明示願います。

ただし、金額の上限は7,810,000円(消費税及び地方消費税を含む。)となります。

- ⑤ 実施体制

- ⑥ その他参考資料

(3) 審査の方法

提出された書類を基に、必要に応じて聴き取りを行って、次に掲げる項目を総合的に勘案して選考します。

なお、①実現性および②利便性の項目については配点を2倍、③企画性および④実施体制の項目については配点を1.5倍とします。

- ① 実現性…事業の目的に合致し、実現可能な内容であるか。
- ② 利便性…利用者(事業者)にとって使いやすい内容となっているか。
- ③ 企画性…提案の内容は一連の企画として、効果的かつ効率的な仕組みとなっているか。
- ④ 実施体制…社内体制及び業務に関係する事務局、社外組織との連携体制は十分か。
また、実施スケジュールは具体的で無理のない内容か。
- ⑤ 本業務の理解度…本事業の目的や基本的な考え方について十分に理解されているか。
- ⑥ 見積額…事業に見合った金額となっているか
- ⑦ プレゼンテーション…企画提案資料とプレゼンテーションとの整合性等がとれているか。

(4) プレゼンテーションの日時等

- ① 日時…令和6年5月14日(火) 13時30分から
- ② 場所…三重県熊野庁舎5階 501会議室(三重県熊野市井戸町371)
- ③ 持ち時間…概ね1業者30分程度を予定。(説明15分、質疑応答15分)

【留意事項】

- ・プレゼンテーションは提出された企画提案資料及び見積書のみによるものとし、その他の内容は評価の対象としない。なお、プロジェクター、スクリーン等の機材等の使用は不可とする。
- ・出席者は3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの順番については、企画提案資料等の提出の順とする。
- ・プレゼンテーションの開始時間等の詳細については、別途通知する。

(5) 結果の通知等

確定次第口頭で通知し、令和6年5月15日(水)までに文書で通知する予定です。企画提案いただいた事業内容については、調整のうえ、一部変更をお願いする場合があります。

1.4. 委託契約締結

(1) 最優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結します。

なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要になります。

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3・未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し

イ 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し

ウ 5市町についての「納税証明書(未納税額がない証明用)」の写し

(2) 契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とします。

ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

1.5. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1.6. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、協議会と協議を行うこと。
- (2) 契約締結者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定を準用し、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

17. その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 企画提案に要する費用の負担は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された提案資料については、返還しません。
- (4) 提出された提案資料については、一般社団法人東紀州地域振興公社情報公開実施規程に基づき情報公開の対象となります。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので、当該部分を明記してください。
- (5) その他の必要事項は、一般社団法人東紀州地域振興公社経理規程によるものとします。

18. 問い合わせ先

東紀州産業活性化事業推進協議会 事務局

一般社団法人東紀州地域振興公社

〒519-4393 三重県熊野市井戸町371 (三重県熊野庁舎2階)

電話 0597-89-6172

FAX 0597-89-6184

E-mail kousha@higashikishu.org